



平成 19 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 新 井 組
代表者名 取締役社長 酒井 松喜
(コード番号 1854 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員管理本部副本部長
山下 博行
(TEL. 0798-26-8156)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、防衛施設庁発注工事の入札に関して独占禁止法違反があったとして、平成 19 年 6 月 20 日付で公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局より平成 19 年 9 月 25 日付で下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンスの強化を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成 19 年 10 月 9 日から平成 19 年 10 月 23 日までの 15 日間

以 上